

令和8年度農林水産業における副業・兼業推進普及啓発業務委託  
仕様書(案)

1 委託業務の名称

令和8年度農林水産業における副業・兼業推進普及啓発業務委託

2 目的

昨今の人材不足は、農林水産業分野においても顕著な課題であり、季節雇用が多く見られる分野であることから周年雇用が困難な経営体も多い。この課題は経営規模拡大及び異業種からの企業参入を阻害する重大な要因となっており、収穫作業等、機械化が未だ進んでいない作業が多い農林水産業分野においては、とりわけスポット的な労働力の安定的確保が喫緊の課題である。

こうした課題を解消し、農林水産業経営体の経営規模拡大及び企業参入の促進、成長産業化を図るために、県内の民間企業等に所属し、多様な働き方や一次産業が抱える諸課題の解決、地域社会への貢献に意欲ある人材に、農林水産業分野での副業・兼業を多様な働き方の一つとして認知・啓発を図る。また、実際に従事した体験記等を通じて心理的ハードルを下げ、県が作成した農林水産業分野での副業・兼業に利用できるツール紹介ページへ誘導することで実際の就業行動への変容を促すことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 委託業務の実施地域

大分県内

5 委託業務内容

以下により、個人層に向けたSNS等広告を通じたプロモーション、コンテンツ制作及び企業層に向けたセミナーの開催を実施する。

(1) 本業務のターゲット等の設定、見直しの提案

ア. 本業務におけるターゲットの考え方は下記表に示すとおりとする。

区分	項目	内容
【個人層】	地域	大分県内及び近隣都市圏（福岡県等）
	性別	不問
	年代等	20代～50代（多様な働き方に関心のある現役世代）
	興味関心	多様な働き方、スキマ時間の活用、農林水産業、地域貢献、副収入、アウトドア
	その他	副業が可能となりうる企業に勤務する者、フリーランス、学生、一次産業に興味がある層
	アプローチ手法	SNS広告を通じたプロモーション

【企業層】	地域	大分県内企業
	層	人事担当・経営者層
	興味関心	働き方改革、人的資本経営、社員のスキルアップ、社会貢献
	その他	副業・兼業を就業規則等で解禁していない企業
	アプローチ手法	企業向けセミナーの開催

イ. ターゲットに起こしてもらいたい行動変容

**【個人層】**

- ・農林水産業での副業・兼業が自分にも可能であるという認知を得る。
- ・農林水産業に従事することが地域を支え、持続可能な社会を支えていくことにつながるという認知を得る。
- ・県が用意した副業・兼業ツール紹介ページを閲覧し、具体的な求人情報に触れる。

**【企業層】**

- ・従業員の農林水産業への副業・兼業が、自社や従業員に与えるメリット（社会的課題への貢献、リフレッシュ、スキル向上等）を理解し、制度解禁や促進に向けた検討を開始する。

ウ. ターゲット見直しの提案

- ・広告配信結果等のデータに基づき、より効果的なターゲット設定がある場合は、県と協議の上、随時見直しを行う。

(2) 指標の設定（事業者提案）

本業務の目的を達成するうえで、以下の項目を含んだ、確認すべき指標と計測手法を具体的に提案すること。

また、事業効果の最大化を目的とし、指標を踏まえて効果的な運用に努めること。

- ・広告等のインプレッション数及びクリック数
- ・県ホームページに用意したツール紹介ページ（ランディングページ）への遷移数
- ・企業向けセミナーの参加社（者）数及びアンケートにおける意識変容率

(3) 受託者による運用計画の作成

**【個人層】**

契約締結後、本業務におけるターゲットを元に本業務を通じたカスタマージャーニーを設定し、そのカスタマージャーニーに基づき「広告運用計画」を作成し、県の承認を得ること。

**【企業層】**

契約締結後、企業層向けのセミナー開催について外部講師やスケジュール等を調整し、「セミナー開催計画」を作成し、県の承認を得ること。また、セミナーは委託業務期間内に2回以上開催すること。

(4) 情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ・体験記、セミナー資料）の制作

ターゲットの行動変容を促すため、以下のコンテンツを制作すること。

なお、県からの素材提供等は基本的に行わないが、各種ロゴマーク等の提供や農林漁業者の紹介については受託後の協議に応じる。

#### 【個人層】

ア. 認知啓発用広告クリエイティブ：SNS広告のデザインを制作すること。なお、本事業に効果的な訴求メッセージを複数提案し、ターゲットを踏まえどのメッセージが効果的なのかを示すこと。

イ. 副業・兼業体験記（取材記事）：実際に大分県内の農林水産業で副業・兼業に従事した者等（数名程度、受託者による体験記を妨げない）への取材による体験記について、写真やインタビューを含む記事形式でコンテンツを制作すること。なお、当該コンテンツは県に納品し、県のホームページに掲載するものである。

「未経験でも取り組める」「スキマ時間で働ける」といったリアルな魅力を伝える内容とすること。

#### 【企業層】

セミナーで使用する説明資料：農林水産業での副業が企業に与える好影響等について、解説を含めた啓発資料を制作すること。当該コンテンツは、セミナー時に配布するほか、最終版を県に納品すること。必要に応じて県ホームページに掲載することがある。

なお、以下に記載するとおり、セミナーの内容については受託後に県と共同で検討するものとする。

### （5）機運醸成セミナーの企画・運営

副業・兼業未解禁企業の背中を押し、解禁に向けた機運を高めるためのセミナーを実施すること。

内容：専門家による講演、既に解禁している企業の事例紹介、農林水産業の現状説明等。なお、専門家の選定や農林水産業の現状等、セミナーの内容については受託後に県と共同で検討するものとする。

形式：60～90分程度とし、オンラインまたはハイブリッド（現地+オンライン）形式を検討すること。

集客：受託者により既存ネットワーク等を活用し、効果的に人事担当者等を集客し、2回で計20社以上の参加を目指して確保を図ること。なお、県も支援する。

地域：受託後に県と協議すること。

### （6）広告の運用管理

#### 【個人層】

制作したコンテンツを活用し、県が作成したツール紹介ページ等へのアクセスを促す広告運用を行う。広告はSNS広告等のデジタル広告の手法を用いてターゲット層の心理や行動にあわせて発信を行うこと。手法やその組み合わせ方法等は提案すること。

### （7）効果測定、改善

#### 【個人層】

・本業務により配信する広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、クリック後の行動等を閲覧者の属性（地域、性別、年代や興味関心等）ごとに適宜分析した月次報告書を提出し、配信結果の分析（属性別反応等）に基づいた運用改善の提案を行うこと。なお、（2）指標の設定（事業者提案）で提案した指標についても同様に報告し、運用改善の根拠として活用すること。

- ・計測開始2週間後の初動報告を必須とする。

#### 【企業層】

- ・セミナー後のアンケート結果を分析し、セミナーごとに報告書として提出すること。

#### (8) 広告費用について

- ・情報発信コンテンツ制作、広告費用（広告媒体原価+管理運用費）、効果検証の予算配分は、3：6：1の割合（通称サーロインの法則）を目安とすること。予算配分の考え方については、提案書に記載すること。

### 6. 成果物及び提出物

#### (1) 広告クリエイティブ、副業・兼業体験記（取材記事）、セミナー資料一式

- ・本業務により制作した広告クリエイティブは、制作完了後、データにて納品すること。なお、本業務により制作した成果物の著作権の取扱いは、次のとおりとする。
  - ・受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を、第13条第2項の規定による引渡しと同時に県に無償で譲渡するものとする。
  - ・大分県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
  - ・受託者は、大分県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

#### (2) 実績報告書

- ・広告分析結果に加え、セミナー後に取得したアンケート結果及び企業の意識変容分析、次年度以降の戦略提案を含む。

### 7. 支払い方法

委託業務完了後、当課による完了検査に合格した場合、受託者からの請求に基づいて行う。

なお、委託金の一定の範囲まで前金払いすることも可能だが、前金払い請求の内容については、契約の中で取り決めることとする。

### 8. その他業務実施上の条件

(1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(2) 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。

(3) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は大分県に帰属することとする。

(4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。

(6) 業務の遂行に当たっては県と十分な協議を行い、その指示に従うこと。

(7) やむを得ない事由により実施計画を変更する場合には、県と事前に協議すること。

## 9 その他

- (1) 提案の積算は、妥当性があり、実現可能なものとなるよう十分精査すること。
- (2) 本業務に必要な管理責任体制を明らかにすること。
- (3) 本事業に伴い作成したSNSアカウント等については、委託期間終了後に削除すること。
- (4) 効果測定において、SNSプラットフォーム（Facebook、Instagram、Twitter 等）が提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、大分県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。
- (5) 広告運用に利用する各媒体の規約、プライバシーポリシーを遵守すること。
- (6) 事業実施により取得したデータと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。